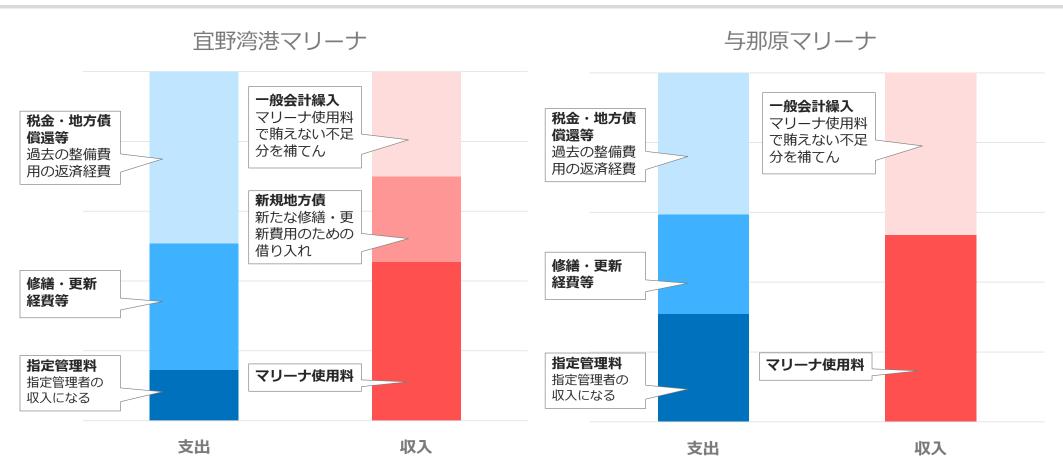
マリーナの収支について

マリーナの収支に関する原則

- マリーナ利用者が支払う費用は、以下の2つに大別
 - 使用料(県の収入)
 - 浮桟橋、陸置き、クレーン、駐車場、給電給水給油(宜野湾のみ)など
 - 使用料収入から指定管理料、施設整備費用等を支出
 - 県の一般の収入とは異なる特別会計で管理
 - 自主事業の対価(指定管理者の収入)
 - 物販、コンテナレンタル、ガソリン等販売など
 - 指定管理料に加えこれら収入で経営

各マリーナ会計の収入・支出の状況(令和6年度予算)



- 物価・人件費の上昇
- 施設の老朽化

などの課題に今後対応が必要

マリーナ収支についての課題

- 特別会計の収支は独立採算が原則
 - →現状では、一般会計からの**繰入金に頼る状況**
- 採算性について、県が外部の公認会計士から受けた**監査でも指摘** 監査報告書における指摘内容(抜粋)
 - 最低限、採算性の確保は、早期に図る必要がある
 - 県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い
 - 早急に独立採算性確保を図る必要がある。
- 物価上昇に伴う維持・更新経費の予算確保も課題
- これらに対応するため、収支の見直しは急務
- 使用料水準についても、今後改定を検討

使用料水準の見直しについて

- 前回改定(消費税率改定除く)からの年数経過
 - 宜野湾港マリーナ……23年前 与那原マリーナ……改定無し(8年)
- 宜野湾港・与那原で使用料の考え方が異なる部分を統一
 - 給油・給電・給水設備使用料、カタマランの考え方等
- 県内県外の公共マリーナ、民間マリーナの水準、県民所得の状況等を 踏まえて、早期に見直し内容を検討
 - ⇒具体的な内容は改めてご説明を予定